

職業安定分科会雇用保険部会(第 175 回)	資料 1－1
令和 4 年 9 月 28 日	

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職 0928 第 1 号

令和 4 年 9 月 28 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給の対象となる休業の期間を令和四年十一月三十日まで延長することとし、同年十月一日から同年十一月三十日までの間の休業に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の日額の上限を雇用保険法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た額とすること。

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち厚生労働省職業安定局長が定める区域（以下「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域（重点区域にあるものに限る。）において特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措

置法施行令（以下「特措令」という。）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者であつて、当該要請の対象となる施設（重点区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対して支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、一の規定にかかわらず、令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間における日額の上限を八千八百円とすること。

三 特措法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿って行う特措法第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他厚生労働省職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった

被保険者であつて、当該要請の対象となる施設（対象区域にあるものに限る。）において役務の提供を行うものに対して支給する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について、一の規定にかかわらず、令和四年十月一日から同年十一月三十日までの期間における日額の上限を八千八百円とすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。